

【質問・回答】

江別市野幌若葉町市有地利活用事業 公募型プロポーザル

No.	質 問	回 答
1	地耐力・地中障害・地歴調査・土壌汚染についての資料はありますか。	<p>対象市有地内で行った地質調査の資料はありませんが、過去に近傍で実施された地質調査の資料は、市都市計画課で閲覧可能です。</p> <p>地歴については、過去の資料から、昭和30年代には学校(民間)の住宅地として使用されていたことを確認しております。</p> <p>昭和59年に市が当該地を取得した以降は、粘土採取を行ったほか、工事事務所等の用途で民間事業者へ貸し付けを行っております。</p> <p>土壌汚染に関する調査は実施しておりませんが、当該地の試掘を実施しており、資料は市都市計画課で閲覧可能です。</p>
2	SPC(特別目的会社)を構成員とした共同提案は可能でしょうか。	本プロポーザルにおいては、SPCは対象としておりません。
3	複数社による申込を行う場合、主体となる構成員以外の構成員をプレゼン前に変更することは可能でしょうか。	原則、応募申込後に構成員を変更することはできません。
4	提携企業名(構成員以外)が提案後に変更する可能性を提案内容に記載することは可能でしょうか。	記載することは差し支えありませんが、提案内容と実施計画の整合、事業評価点への影響などがある変更は原則できないものと想定しております。
5	事業実施方法について、具体的な施工会社名等は必要でしょうか。	<p>必須とはしておりません。</p> <p>ただし、市内業者の活用などを提案内容に記載する場合は、提案書類に記載するか、プレゼン等の際に具体の事業者名や活用方法などを説明してください。</p>
6	インフラ整備の中で、一般に公共施設ではないガス、電気計画は必須条件でしょうか。	<p>ガスや電気などの公益施設については、必須条件としておりません。</p> <p>提案内容や事業計画上、必要とする場合は、各施設管理者と協議願います。</p>
7	宅地面積を180㎡とすることは可能でしょうか。	募集要項(P9)に記載のとおり、200㎡以上となるよう計画してください。
8	街区の規模について、長辺を160mとすることは可能でしょうか。	<p>江別市宅地開発技術基準において、街区の標準規模は、短辺30mから50m、長辺80mから120mとしております。</p> <p>ただし、土地利用計画上、標準規模内に設定できない場合は、事前に市開発指導課と協議願います。</p>